### 手続きはお早めに

# 1002212 1010651

# 国民健康保険の加入や脱退について

就職や退職などによる国民健康保険(国保)の加入 や脱退には、届け出が必要です。異動のあった日から 14日以内に手続きを済ませてください。

届け出が必要なとき		手続きに必要なもの	
加	他の市町村から転入	転出証明書	とカ世
入 ※ 1	職場の健康保険を脱退、また はその扶養家族から外れた	社会保険離脱証明書	身   帯
	子どもが生まれた	母子健康手帳	証ま対
脱退	他の市町村に転出	国保の保険証	明た潔
	職場の健康保険に加入、また はその扶養家族になった	国保の保険証/加入 した保険の保険証	すば全人
	死亡	国保の保険証	あ知の
その他	住所、世帯主、氏名などの変更	世帯全員の保険証	※  イ   **  **  **  **  **  **  **  **  **
	修学のため別に住所を定める (※2)	国保の保険証/在学 証明書	<sup>←</sup> ドナ    ・ドン   ※バ
	保険証を紛失・破損	身分を証明するもの	3 1

- ※1届け出が遅れても国保税は職場の健康保険を脱退した日 までさかのぼって納める必要があります
- ※2 毎年4月に更新の手続きが必要です。 学生でなくなった場 合は速やかに届け出てください
- ※3 通知カードに記載された住所や氏名などが住民票と一致 している場合に限り、マイナンバーを証明することができます
- ※4 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、在 留カードなどです。これ以外のものを持参する場合は、事 前に国保年金課へ確認してください

問合せ 国保年金課国保係☎内線3134/白沢支所 生活係☎內線7848/利根支所生活係☎內線7916

## ■マイナ保険証を利用しましょう

現在の保険証は、12月2日以降、発行廃止となりま す。マイナ保険証の利用には下記のようなメリットがあ りますので、お早めにマイナンバーカードの申請や保険 証の利用登録をお願いします。

- ・より良い医療を受けることができる
- ・オンラインで医療費控除がより簡単になる
- ・病院窓口に限度額認定証の持参が不要になる
- ・医療費が節約できる など
- ▼マイナンバーカードの申請や保険証の利用登録 右の二次元コードより



### ▼保険証について

- ・令和6年度の保険証の一斉更新(7月31日切り替え) は今までどおり行います
- ・12月2日以降、マイナ保険証を保有しておらず、有効 期限が切れる人(高齢受給者証または後期高齢者医 療への切り替えなど)へは、「資格確認書」を交付し ます
- ※有効期限前に転職、転居などで加入している医療保 険が変更となる場合は、変更された日から使用でき なくなります

### 手続き方法をご確認ください

# 1001876

# 後期高齢者医療制度について

保険証の有効期限は7月31日(水)までです。8月 から使用する保険証は7月中に、新たに75歳になる人 へは誕生月の前月までに郵送します。受診時は医療機 関の窓口に必ず提示してください。

### ●高額療養費

1カ月の医療費が高額になった場合には、自己負担 限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。 初めて該当したときは申請書が郵送されるので、国保 年金課へ提出してください。

### ●高額介護合算療養費

医療保険と介護保険における1年間(毎年8月~7 月)の自己負担の合算額のうち、限度額を超えた分が、 高額介護合算療養費として支給されます。

## ●限度額適用・標準負担額減額認定証

入院や外来の1カ月当たりの自己負担限度額は所得 によって異なります。「限度額適用認定証」または「限 度額適用・標準負担額減額認定証|を病院の窓口に 問合せ 国保年金課医療年金係☎内線 3136

提示することで、認定を受けた限度額までの負担とな ります。

### ●4月から保険料の仮徴収開始

今年2月の保険料が年金から天引きされた人は、そ の額と同額が8月まで年金から仮徴収されます。その 他の人は、令和5年度の保険料を基に暫定保険料(仮 徴収額)を算出し、4月と6月に納付します。8月の 本算定で令和6年度の保険料額が確定し、仮徴収で 納めた残りをその後納付します。

### ●期限内に納付を

保険料を滞納すると短期被保険者証が交付された り、延滞金が加算されたりします。

#### ●不審な電話や訪問にご注意

市役所や公的機関が、電話や訪問で口座情報登録 をお願いすることや、ATM の操作をお願いすることは 絶対にありません。不審な電話があったときは、警察 署または消費生活センターに問い合わせてください。